

都城市スポーツ及び文化芸術国外大会参加支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国外スポーツ大会又は国外文化芸術大会に出場又は出演することとなった個人又は団体の経済的負担を軽減するため、支援金を交付することにより、スポーツ活動及び文化芸術活動の振興及び発展に寄与することを目的として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支出の根拠)

第2条 支援金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により支出する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 団体 個人及び市外に住所を有する者のうち、市内の会社、事業所等に勤務している者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校若しくは同法第124条に規定する専修学校に通学している者で構成される市内のアマチュアのスポーツ活動又は文化芸術活動を実施する団体をいう。
- (3) 構成員 次に掲げる区分に応じ定めるものをいう。
 - ア スポーツ活動を実施する団体 監督、コーチ又は選手
 - イ 文化芸術活動を実施する団体 指導者又は引率者、競技者、出演者等
- (4) 国外スポーツ大会 国の代表として参加する国外で開催されるアマチュアのスポーツ大会をいう。
- (5) 国外文化芸術大会 国の代表として参加する国外で開催されるアマチュアの文化芸術大会をいう。

(支援金の対象大会等)

第4条 この支援金の交付の対象となるもの等は、次の表のとおりとする。

	国外スポーツ大会	国外文化芸術大会
交付対象者	都城市全国大会等参加補助金 交付要綱（令和7年4月1日制定）第2条で定める大会を経て 国の代表として参加する大会 その他これに類するものとして 市長が認めるものにおいて 出場資格を獲得し、当該大会に 出場することが決定した個人 又は団体。ただし、親睦、交流 又は練習を目的とする大会及 び大会開催地に赴く必要のない大会を除く。	都城市文化芸術全国大会等参 加費補助金交付要綱（令和7年 4月1日制定）第2条で定める 大会を経て国の代表として参 加する大会その他これに類す るものとして市長が認めるも のにおいて出場資格を獲得し、 当該大会に出場することが決 定した個人又は団体。ただし、 同条第2項第3号から第5号 に規定するもの、技能習得を目的とする大会及び単に技能、能力の有無を判定する審査会等 を除く。
支援金の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 個人 50,000円 (2) 団体 前号の補助金の額に構成員の数を乗じて得た額で 500,000円を限度とする。ただし、他の自治体からこの要綱に 基づく支援金と同じ趣旨の給付を受ける構成員については、積 算の対象としない。	
申請に係る 必要書類	(1) 大会内容が記載されている実施要項等及び参加者名簿 (2) 委任状（様式第2号） (3) 予選大会の実績を記載した資料の写し又は国外大会出場 について推薦を受けたことが分かる資料の写し (4) 他自治体からの補助金等交付内訳（様式第3号） (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの	

支払方法	概算払とすることができる。
------	---------------

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付申請をしようとする者は、市長に対し、都城市スポーツ及び文化芸術国外大会参加支援金交付申請書（様式第1号）に前条に規定する書類を添えて、出場しようとする大会の30日前までに提出しなければならない。

(変更等の制限)

第6条 団体に対する支援金において、規則第9条の規定による構成員の増加を理由とする変更は認めないものとする。

(申請取下の期限)

第7条 規則第7条第1項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

(支援金の交付決定取消)

第8条 支援金の交付を受けた者が、国外大会に参加しなかった場合において、その理由が当該交付を受けた者の不良行為等の責めに帰すべき事由によるものとして市長が認めた場合は、規則第16条第5号の不正の行為に該当するものとみなし、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、支援金事業終了後30日以内に、実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 参加者実績名簿（様式第5号）
- (2) 大会の実績を記載した資料の写し等
- (3) その他参考となる資料

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。